

福井海区漁業調整委員会指示 第5-4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福井県の海面において、竿釣りおよび手釣りにより水産動物を採捕する場合について、次のとおり制限する。

令和5年9月1日

福井海区漁業調整委員会
会長 小林 利幸

第1 定義

釣りをを行うために水産動物を蝟集させることを目的とするもので、1) 海中に直接散布するもの、2) カゴや袋に入れて海中に散布するもの、3) 釣り針につける餌以外の水産動物の餌および誘因物質、を「まきえ」といい、まきえを使用した釣りを「まきえ釣り」という。

第2 共同漁業権漁場における制限

次の表の共同漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用した（磯渡りを含む）まきえ釣りを禁止する。

共同漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
共第2号	雄島漁業協同組合	左記共同漁業権内の全海域
共第5号、共第6号	福井市漁業協同組合	
共第8号	越廼漁業協同組合	
共第31号、共第32号、 共第33号、共第35号、 共第36号、共第37号、 共第38号、共第50号	若狭高浜漁業協同組合	左記共同漁業権内に敷設された 小型定置網の周囲100m以内 の海域

第3 区画漁業権漁場における制限

次の表の区画漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

区画漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
区第7号、区第8号、 区第10号、区第11号、	敦賀市漁業協同組合	左記区画漁業権内の全海域

区第12号、区第13号、 区第15号、区第16号、 区第17号、区第18号、 区第20号、区第21号		
---	--	--

第4 定置漁業権漁場における制限

次の表の定置漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

定置漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業の種類	
定第 1号	ぶり定置漁業	委員会指示第5-2号により設けた保護区域。なお、保護区域が設けられていない定置漁業権漁場にあつては、定置漁具の各網部より周囲0.3海里の範囲内の区域
定第 2号	〃	
定第 3号	〃	
定第 5号	〃	
定第 6号	〃	
定第 7号	〃	
定第 8号	〃	
定第10号	〃	
定第11号	〃	
定第12号	〃	
定第13号	いわし定置漁業	
定第15号	ぶり定置漁業	
定第16号	いわし定置漁業	
定第17号	ぶり定置漁業	
定第18号	〃	
定第20号	〃	
定第21号	〃	
定第22号	〃	
定第23号	〃	
定第25号	〃	
定第26号	〃	
定第27号	〃	
定第28号	〃	
定第30号	〃	
定第31号	〃	
定第32号	〃	
定第33号	〃	

定第 3 5 号	〃	
定第 3 6 号	〃	
定第 3 7 号	〃	
定第 3 8 号	〃	
定第 5 0 号	〃	
定第 5 1 号	〃	
定第 5 2 号	〃	
定第 5 3 号	〃	
定第 5 5 号	〃	
定第 5 6 号	〃	
定第 5 7 号	いわし定置漁業	
定第 5 8 号	ぶり定置漁業	
定第 6 0 号	〃	

第 5 人工魚礁周辺漁場における制限

次の表の漁場の位置の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

漁場の位置	区 域
福井市越廼地区沖合	(1) 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を結んだ線によって 囲まれた海域
	ア 北緯 3 6 度 0 3 分 2 0 秒、東経 1 3 5 度 5 9 分 0 2 秒
	イ 北緯 3 6 度 0 4 分 2 0 秒、東経 1 3 5 度 5 9 分 2 2 秒
	ウ 北緯 3 6 度 0 3 分 3 1 秒、東経 1 3 6 度 0 0 分 0 8 秒
	エ 北緯 3 6 度 0 2 分 4 4 秒、東経 1 3 5 度 5 9 分 5 2 秒
	(2) 次のオ、カ、キ、クおよびオの各点を結んだ線によって 囲まれた海域
	オ 北緯 3 6 度 0 0 分 2 5 秒、東経 1 3 5 度 5 7 分 0 4 秒
	カ 北緯 3 6 度 0 2 分 1 0 秒、東経 1 3 5 度 5 8 分 2 6 秒
	キ 北緯 3 6 度 0 2 分 0 2 秒、東経 1 3 5 度 5 9 分 4 5 秒
	ク 北緯 3 6 度 0 0 分 4 1 秒、東経 1 3 5 度 5 8 分 4 2 秒

第 6 指示の有効期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで。